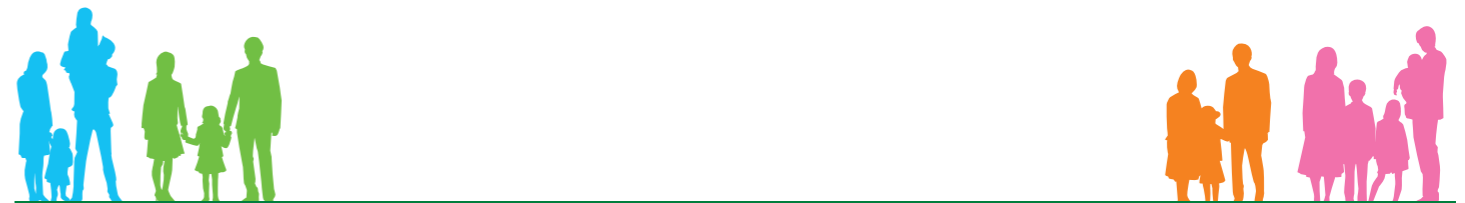


地域コミュニティのしくみづくりの 基本的な考え方



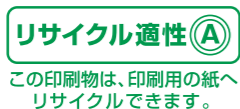
亀山市

発行元・連絡先 平成27年5月
亀山市市民文化部地域づくり支援室
TEL: 0595-84-5008
FAX: 0595-82-1434
E-mail: chiikizukuri@city.kameyama.mie.jp

—目次—

地域自治のしくみの必要性	1p
地域自治のしくみ	2p
亀山市の地域自治	3p
地域コミュニティのしくみづくり支援事業	5p

再生紙を使用しています



新たな地域自治のしくみの必要性

私たちの住んでいる地域は、地区コミュニティや自治会が中心となり、子ども会、老人会などの様々な団体が活動する中で、日々の生活の基盤が形づくられています。

地域の現状・課題は…

少子高齢化

人口減少社会

地域交流の希薄化

地方分権
社会の
進展

新しい
課題への
対応

こんな取り組みがあればいい

多様な課題に対応できるよう、みんなが参加し支え合う地域の組織

地域住民や各団体が相互につながり、話し合い、課題を共有する協議の場

地域の絆を大切にし、各団体が連携して、取り組みを相互に補完し合う組織

地域と行政が相互に連携協働できる体制

地域自治のしくみ

2つの要素と地域組織をもとに地域自治のしくみづくりを進めます

地域自治の考え方

自分たちの住む地域を自分たちで創りあげるという意識のもとに、地域課題の解決に向けて、話し合う場づくりや、意思決定できるしくみ

補完性の原理

身近な問題は、身近なところ（地域）で実施し、そこでどうしても実施できない場合に、地方公共団体や国が取り組むという考え方

地区
コミュニティ

文化活動、生涯学習活動を中心に行い、親睦会的性質を有し、地域住民の連帯意識の向上などに重点が置かれた組織

再編

地域まちづくり
協議会

地域まちづくり協議会は、地区コミュニティを基盤としつつ、地域自治の考え方や補完性の原則を取り込み、地域の一体感の醸成、地域課題の解決及び地域活性化を目的に活動を展開し、文化、福祉、防災、環境、交通など幅広い範囲に対応する組織

地域まちづくり計画に基づく事業実施

地域の
一体感の醸成

地域課題の
解決

地域活性化

地域の取り組み事例



月1回の協議の場の形成
(昼生地区まちづくり協議会)



防災防犯マップづくり
(川崎地区まちづくり協議会)

亀山市の 地域自治

自主自立の地域づくりに向けて

みんなが合意形成できるしくみ

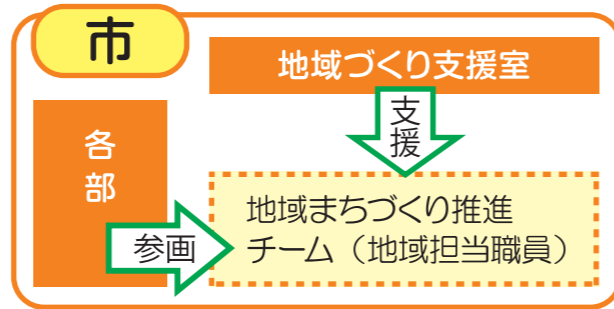
亀山市の特性

地区コミュニティの存在

地区コミュニティは、昭和50年頃から市のコミュニティ施策に基づき、生活文化の向上及び社会福祉の増進を目的に地域で形成されてきた任意組織です。主に文化・スポーツなどの生涯学習活動や福祉活動を展開してきました。これまでの強固な活動基盤があるからこそ、新たな考え方を加え柔軟に対応することで、他市に比べ飛躍的に取り組むことができると考えています。

地域特性を生かした取組

地域住民や各種団体の皆さんが主体となって、十分に議論を重ねながら進めるものであり、地域ごとに組織のあり方や構成が異なるのは当然の結果です。そのような中で地域の個性が現れ、亀山市らしさが形成されていくものと考えています。



めざすべき方向性

地域コミュニティの活性化及び地域自治の実現

日ごろの生活や活動を通じてつられていく、地域の住民や団体どうしのつながりや顔見知りの関係である地域コミュニティを活性化し、各団体の個別の活動だけでなく、今の地域に必要な取り組みをみんなで話しあい、決定し、協力して行う地域自治の実現をめざします。

地域の実情に即したまちづくりの展開

住民どうしが話しあう場をつくって、「こんなまちにしたい」という地域の目標を決め、地域の課題を整理して、防災、防犯、教育、福祉、環境、文化などの必要な活動の企画・実施ができる組織の設立を支援し、地域の個性が現れるまちづくりをめざします。

地域リーダーの育成

民間企業や行政機関等を退職した者を中心に、地域事情に詳しい団体の参画を得て、地域活動に必要な基礎的知識の習得に役立つ研修を実施するなど地域リーダーの増加・育成をめざします。

地域の自主性自立性の向上

行財政改革を進めるとともに、地域が自ら考え責任を持って活動を展開できる環境を構築し、地域の自主性自立性の向上をめざします。

連携
協働



地域まちづくり協議会

亀山市の目指す地域まちづくり協議会は、地区コミュニティを基盤としつつ、補完性の原理や地域自治の考え方を取り込んだものです。地域住民が、自主的につくりることができる任意組織です。

構成員

全ての地域住民及び、自治会、老人会、婦人会、民生児童委員、PTAなど地域に存在する多様な団体が構成員として参画できます。

活動

構成員相互の協議の場を形成し、「こんなまちにしたい」という地域の目標を定めます。

地域課題を整理して、防災、防犯、教育、福祉、環境、文化などの幅広い分野から必要な活動の企画・実施を行います。

構成員の活動を支援・調整します。

地域を代表して、市と連絡調整等を行います。

範囲

原則として従来の地区コミュニティの区域です。

地域自治7つの視点

地域まちづくり協議会が活動を行う上で、組織として備えておくべき以下の視点を大切にしましょう。

1 参加の機会の確保

地域住民のだれもが、課題を提起でき、活動がしたいときに行えるよう参加の機会を確保します。

2 話し合える場の形成

地域の将来や各団体の課題について話し合える場を形成します。

3 意思決定

地域の課題や活動計画について、参画する各団体を調整し、地域としての意思決定を行います。

4 情報発信（透明性）

活動内容が多様な媒体により、住民に発信され、協議会の中でどのような議論がなされているのかを住民に示すことで透明性を確保します。

5 情報伝達

協議会が情報の窓口となり、住民に速やかに情報を伝達します。

6 計画に基づく継続性

地域まちづくり計画に基づき、役員の交代があっても活動を継続します。

7 団体間の連携

イベント等においては、一つの団体だけではなく、多くの団体が役割分担し、協力連携します。

地域コミュニティのしくみづくり支援事業

市の支援のあり方

○地域まちづくり協議会設立の支援

- ・地域コミュニティのしくみづくりについて地域で広く周知啓発を行います。
- ・協議会の設立準備組織に対して補助金を交付します。
- ・協議会の活動拠点となる地区コミュニティセンター等を整備・充実します。
- ・地域で活用できる国、県、市の施策に係る情報発信を行います。

○地域予算制度の創設

- ・地域に交付されている補助金等を整理し、自由度の高い交付金を創設します。
- ・地域自らが交付金の用途を考えるしくみとし、地域の自主性の向上に努めます。

○地域担当職員の配置

- ・地域まちづくり協議会の設立及び地域まちづくり計画の策定を支援します。
- ・まちづくりの会議が円滑に進行できるよう支援します。
- ・地域に係る多様な情報の収集及び分析に努めます。

○地域まちづくり研修の実施

- ・外部有識者等を活用し、地域リーダーの増加・育成につながる研修を実施します。
- ・広く地域住民に対して地域活動に必要な研修の機会を提供します。

○地域まちづくり協議会の支援

- ・地域活性化支援事業補助金を交付します。



memo

